

令和2年4月14日

保護者の皆様へ

利府町教育委員会

新型コロナウイルス感染症対策に係る臨時休業の延長について(お知らせ)

臨時休業期間中の各ご家庭でのご協力に対しまして、心より感謝申し上げます。

さて、全国的に新型コロナウイルス感染症の感染拡大がみられ、県内においてもこれまで以上に万全を期す必要が高まってまいりました。

つきましては、下記の取組について、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、今後の感染状況の変化により、対応を変更する場合は、随時学校よりお知らせいたします。

記

1 臨時休業期間等の延長について

- (1) 休業期間 令和2年4月20日(月) ～ 5月6日(水)
- (2) 対象 利府町立小・中学校全児童生徒

2 臨時休業期間のご家庭における感染予防対策等について

- (1) うがいや手洗い、咳エチケットや消毒、換気など日常的な感染予防対策に努めるようお願いします。
- (2) 免疫力を高めるよう十分な睡眠、適度な運動やバランスのとれた食事に心掛けるようお願いします。
- (3) 不要不急の外出を避け、感染拡大を抑える行動をとるようお願いします。
- (4) 毎日の検温や健康観察を行い、お子さんの健康状態の把握をお願いします。
- (5) お子さんや同居する家族の方が、発熱の症状が続く場合や体の強いだるさ、息苦しさ等がある場合は、かかりつけ医や県電話相談窓口にご相談し、指示を受け対応するようお願いします。【県相談窓口】022(211)3883または022(211)2882
- (6) お子さんや同居する家族の方が新型コロナウイルスに感染した場合や濃厚接触者となった場合は、速やかに学校に連絡をお願いします。

3 臨時休業に伴う学習等の対応について

- (1) 臨時休業中の家庭学習の内容や教科書の給与等については、学校よりお知らせしますので、ご家庭のご協力をお願いいたします。
- (2) 臨時休業に伴う学習の未消化については、夏季休業期間の短縮や年間行事予定の変更及び指導時数の調整等を行い対応いたしますので、ご理解とご協力をお願いいたします。